

公の施設の指定管理者の候補者選定に係る答申書

平成29年10月

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）は、鈴鹿市からの諮問を受け、公の施設の指定管理者の候補者選定について、委員会としての意見を集約したので、ここに選定結果を答申する。

なお、選定に当たっては、指定管理者候補者の選定に係る業務量の軽減と専門性の強化を図るため、委員会内に二つの部会を設置し、第1部会は、文化施設、スポーツ関連施設、第2部会は、コミュニティセンター、自転車駐車場、産業施設の審議を行った。

## 1 委員会委員

会長兼 第1部会長	小林 慶太郎	四日市大学 副学長（教育・学生支援担当） 総合政策学部 教授
第1部会員	田中 利佳	鈴鹿大学 国際人間科学部 国際学科 准教授
第1部会員	中村 次男	税理士
第1部会員	浜田 果歩	株式会社ブライトブーケ代表取締役
第1部会員	安井 みどり	三重県なぎなた連盟理事長
職務代理人兼 第2部会長	貴島 日出見	鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部 医療福祉学科長 教授
第2部会員	櫻井 哲男	一級建築士
第2部会員	南条 七三子	税理士
第2部会員	長谷川 玲子	元市職員
第2部会員	別府 孝文	株式会社三重銀総研 調査部長

## 2 答申までの経過

5月9日	指定管理者の候補者選定についての諮問 第1回委員会 （対象施設の確認、部会の設置、選定スケジュール等の確認） 第1回第1部会、第1回第2部会 （非公募施設の概要及び非公募と判断した妥当性の審議1）
5月25日	第2回第2部会 （非公募施設の概要及び非公募と判断した妥当性の審議2） （公募施設の概要及び評価基準の確認等）
5月29日	第2回第1部会 （非公募施設の概要及び非公募と判断した妥当性の審議2） （公募施設の概要及び評価基準の確認等）

6月13日	意見書提出
6月19日	第3回第1部会 (公募施設の評価基準の確認等)
7月5日～ 8月9日	指定管理者募集
7月20日	第3回第2部会 (非公募による指定管理者候補者選定に係る市の判断の妥当性についての審議)
7月24日	第4回第1部会 (非公募による指定管理者候補者選定に係る市の判断の妥当性についての審議)
8月24日	第4回第2部会 (公募施設に係る申請者ヒアリング及び選定審査の実施)
8月25日	第5回第1部会 (公募施設に係る申請者ヒアリング及び選定審査の実施)
9月25日	第5回第2部会 (答申書の検討)
10月6日	第6回第1部会 (答申書の検討)

### 3 公募による指定管理者候補者の選定結果

委員会は、各申請者から提出された事業計画書等を書面審査の上、施設ごとに、1団体当たり約30分間のヒアリングを実施した。

ヒアリング後、各委員が、評価基準に沿った項目ごとに、「高度な能力を有している」「十分な能力を有している」「平均的」「能力が少し不足している」「任せることが心配」の5段階の評価を行い、各項目の配点ごとに5段階評価に対する率を乗じて得られた点数を加算し、5人の委員の合計点が総配点(500点)の50%以上であり、かつ、1番高い点数となった申請者を指定管理者の候補者として選定した。

#### ○5段階評価

評価		点数
5	高度な能力を有している	配点×1.0
4	十分な能力を有している	配点×0.75
3	平均的	配点×0.5
2	能力が少し不足している	配点×0.25
1	任せることが心配	0点

## (1) スポーツ関連施設

①対象施設 江島総合スポーツ公園・松池公園（運動施設・公園施設）、石垣池公園（運動施設・公園施設）、鈴鹿市鈴が谷運動広場、鈴鹿市立西部体育館、鈴鹿市農村環境改善センター、鈴鹿市立西部野球場、西部テニスコート、鼓ヶ浦サン・スポーツランド（運動施設・公園施設）、桜の森公園（野球場・公園施設）

②指定管理者候補者

名称 鈴鹿市スポーツ施設運営グループ

所在地 東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4

代表者 橋本 有史

③申請者

2団体

④評価基準・項目ごとの採点結果

項目	配点枠	鈴鹿市スポーツ施設運営G	A
<b>1.基本的な方針</b>	<b>【18】</b>	<b>49.25</b>	<b>53</b>
(1) 鈴鹿市のスポーツ振興についての理解や団体の基本方針が「国民体育大会鈴鹿市開催基本方針」に則しているか。また、経営理念、将来展望が、施設の設置目的や管理運営にふさわしいものか	10	30	32.5
(2) 地域の人材を活用し協働化が図れるような管理運営の方策を持っているか	5	12.5	13.75
(3) 施設の利用に関し、公平性を維持する考え方と方策を持っているか	3	6.75	6.75
<b>2.サービスの向上</b>	<b>【47】</b>	<b>118.75</b>	<b>124.75</b>
(1) サービスを向上する具体的な方策をもっているか。また、自主事業の計画は適切か	4	12	9
(2) 施設利用促進に向けたスポーツ教室の計画は適切か。また、スポーツ教室の指導者は市内スポーツ関係団体と協議した方策となっているか	10	25	27.5
(3) 利用者からの要望の把握とその実現方策を持っているか	3	6.75	5.25
(4) AGF鈴鹿体育館大規模改修工事に伴う休館期間中の代替利用希望者に対する利用調整、スポーツ教室の代替案の方策を持っているか	6	15	16.5
(5) 職員が法令を順守し、人事育成の研修等実施されるものとなっているか。また、利用者とのトラブルの防止と対処方法は適切か	5	12.5	11.25
(6) 市民への情報提供の方策が積極的・具体的な提案となっているか	3	7.5	6.75
(7) 施設の管理実績を踏まえ、地域や市民に還元できる方策をもっているか	6	15	13.5
(8) 三重とこわか国体や全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催運営に対し、スポーツ関係団体等との調整・連携など積極的に協力を進める方策をもっているか	10	25	35
<b>3.施設の管理運営経費</b>	<b>【10】</b>	<b>22.5</b>	<b>16.25</b>
(1) 指定管理に係る収支予算書の積算内容は妥当なものになっているか	5	11.25	8.75
(2) 施設の管理運営経費は適正なものになっているか	5	11.25	7.5
<b>4.施設の安定した管理運営</b>	<b>【25】</b>	<b>66.5</b>	<b>62.5</b>
(1) 施設の管理運営を行うにあたって、事業内容に適した職員(社員)が配置されているか	5	11.25	10
(2) 利用者の安全対策及び緊急時の危機管理体制が確立されているか	4	10	10
(3) 個人情報の保護、及び情報公開について適切に行う体制ができているか	3	6.75	6
(4) 施設の維持保守は効率的で安定的か。また、修繕など利用者の立場に立った方策になっているか	5	15	13.75
(5) 公の施設あるいは一般市民が利用する施設の管理運営に実績があるか	3	9.75	9
(6) 団体の財政状況は健全なものになっているか	5	13.75	13.75
※100点×委員4名=400満点	<b>【100】</b>	<b>257</b>	<b>256.5</b>

## ⑤選定理由

本施設は、体育館や野球場といったスポーツ施設とそれに隣接する公園施設等を一括して指定管理者に管理運営を委ねるもので、鈴鹿市の指定管理者導入施設の中では、最も大きな規模の施設である。

指定管理者評価基準については、スポーツ教室の開催等サービスの向上に比重を置いた配点となっている。

本施設に対しては、2団体から申請があり、両団体とも総配点の50%以上を獲得したが、鈴鹿市スポーツ施設運営グループの提案は、地域の特性や鈴鹿市の現在人口、将来予測人口を分析し、本施設の置かれた状況を的確に把握した内容となっている。

また、同団体の提案は、体育館リニューアル時に、トレーニング機器を更新し、常駐指導スタッフによる利用者別の個別プログラムの作成、利用者補助、指導等を行うことで利用者数の増加を図ることや、市立体育館2階へのウォーキング・ランニングコースの創設、継続的な施設利用を促すために健康マイレージ制度の導入など、幅広い世代を対象とした新たな市民サービスの提案は評価できる。

同団体はグループでの応募であり、施設の維持管理、修繕、スポーツ教室の開催といったグループ構成員のそれぞれの得意分野を活かした提案になっている。中でも、施設整備の維持管理業務については、グループの代表団体がビルメンテナンス事業を基軸としていることや、本施設での複数の工事实績がある団体が構成員に含まれていることから、施設設備の破損や損傷など突発的なトラブルにも迅速に対応することが期待できる。

さらに、維持管理業務など可能な範囲での内製化を図るなど、募集要項で示した指定管理料の上限額に対して、約2割を削減した提案内容は大いに評価できる。

以上を踏まえ、本委員会としては、同団体を指定管理者の候補者として選定することとした。

なお、本委員会から本年6月に市長に提出した「平成29年度に指定管理者の候補者選定を予定している施設について示された非公募の考え方に対する意見書」でも申し述べたが、鈴鹿市では、平成30年度に全国高等学校総合体育大会、平成33年度には三重とこわか国体の一部の競技が開催されることから、指定管理者についても、両大会を成功裡に終わらせるためには、施設の利用に関して、各競技団体や関係団体と円滑な調整をすることが求められる。

そのため、同団体が指定管理者として選定された場合は、提案書の内容を着実に履行するとともに、鈴鹿市と緊密な連携を図り、現指定管理者との綿密な引継ぎを行うとともに、市内の競技団体、関連団体と早急に協力関係を構築し、両大会の着実な推進に努めることを強く望む。

最後に、職員の雇用については、地域の人材の活用と円滑な業務の引継ぎを図るため、提案書に示されたとおり、現行職員で同団体での雇用を希望する者に対しては、積極的に採用されるよう要望する。

## (2) 鈴鹿市河川防災センター，鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）

①対象施設 鈴鹿市河川防災センター，鈴鹿川河川緑地野球場，鈴鹿川河川緑地運動広場，鈴鹿川河川緑地ソフトボール場，鈴鹿川河川緑地テニスコート，鈴鹿川河川緑地クリケットコート，鈴鹿川河川緑地多機能芝生広場，鈴鹿川河川緑地

②指定管理者候補者

名 称 中部安全サービス保障（株）

所在地 愛知県弥富市佐古木一丁目14番地1

代表者 代表取締役 野村 頼理

③申請者

1 団体

④評価基準・項目ごとの採点結果

項 目	配点枠	中部安全サービス保障(株)
<b>1.基本的な方針</b>	<b>【15】</b>	56.25
(1) 施設の性格を理解し，設置目的に合致した理念・運営方針を持っているか	10	42.5
(2) 施設の利用に関し，公平性について考慮しているか	5	13.75
<b>2.サービスの向上</b>	<b>【25】</b>	67.75
(1) サービス向上，利用促進のための方策をもっているか。自主事業の計画は適切か	10	27.5
(2) 利用者からの要望の把握とその実現方策を持っているか	4	9
(3) 職員の研修や利用者とのトラブルの対処方法は適切か	4	13
(4) 市民への情報提供の方法は適切か	3	8.25
(5) 施設の利用に係る事務処理フローは適切か	4	10
<b>3.施設の管理運営経費</b>	<b>【10】</b>	28.75
(1) 収支予算書の積算内容は妥当なものになっているか	5	13.75
(2) 経費節減のための具体的な方策があるか	5	15
<b>4.施設の安定した管理運営</b>	<b>【50】</b>	180
(1) 事業内容に適した職員が配置されているか	8	24
(2) 会計処理が適切に行われるための具体的な方策を講じているか	4	12
(3) 利用者の安全対策及び緊急時の危機管理体制が確立されているか	8	30
(4) 個人情報保護，情報公開を適切に行う体制ができているか	4	13
(5) 施設の維持保守は効率的で安定的か	8	30
(6) 類似施設や関連業務の管理運営実績があるか	10	45
(7) 団体の財政状況は健全か	8	26
※100点×委員5名=500満点	<b>【100】</b>	<b>332.75</b>

## ⑤選定理由

本施設は、鈴鹿川水系における洪水や大規模な地震等が発生した場合の現地活動拠点、スポーツ施設及び公園施設を管理対象とした施設である。

このため、緊急時等に的確な対応ができることや、鈴鹿川増水にともなう鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）への速やかな復旧対応が指定管理者には求められるので、指定管理者評価基準については、施設の安定した管理運営に比重を置いた配点となっている。

公募を実施した結果、指定管理申請者は、中部安全サービス保障（株）1団体のみであったため、同団体が指定管理者の候補者として適切であるかどうかの審査を行った。

同団体は、指定管理者制度を導入した平成18年度から、本施設の指定管理者を務めているため、本施設の特性を熟知しており、台風等で鈴鹿川が増水して鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）の水没が予想される場合は、事前に仮設トイレ等の移動を行い、被害を最小限におさえる工夫や、洪水後の復旧作業においても、本部から職員を動員し、漂流物の撤去等速やかな復旧作業を行っていることは非常に評価できる。

評価結果も、総配点の50%以上を獲得しているため、同団体を指定管理者の候補者として選定することとした。

なお、施設の性質上、防災活動拠点としての機能を適切に果たせるよう維持管理していくことが指定管理者に求められる最も重要な点であることから、市の主催する防災訓練に積極的に参加するなど、今以上に市との緊密な連携を図っていくことが求められる。また、平常時の施設の利活用という点では、やや物足りなさを覚える。市民への施設の周知徹底や市民からの要望の把握等に努め、魅力ある自主事業の企画など、民間の知恵を活かしたより一層の市民サービスの向上が図られることを期待する。

### (3) 鈴鹿市白子駅有料自転車駐車場

①対象施設 白子駅東自転車駐車場, 白子駅東第2自転車駐車場  
白子駅西自転車駐車場

②指定管理者候補者

名称 蔦井(株)

所在地 愛知県名古屋市西区新福寺町一丁目57番地

代表者 代表取締役社長 熊田 光男

③申請者

3団体

④評価基準・項目ごとの採点結果

項目	配点枠	蔦井(株)	A	B
<b>1.基本的な方針</b>	<b>【15】</b>	51.25	50	46.25
(1) 施設の性格を理解し, 設置目的に合致した理念・運営方針を持っているか	10	37.5	35	32.5
(2) 施設の利用に関し, 公平性について考慮しているのか	5	13.75	15	13.75
<b>2.サービスの向上</b>	<b>【18】</b>	53.25	49	49
(1) サービス向上, 利用促進のための方策を持っているか	4	13	12	12
(2) 利用者からの要望の把握とその実現方策を持っているか	3	9	8.25	6.75
(3) 職員の研修や利用者とのトラブルの対処方法は適切か	4	11	10	9
(4) 市民への情報提供の方法は適切か	3	8.25	6.75	8.25
(5) 施設の利用に係る事務処理フローは適切か	4	12	12	13
<b>3.施設の管理運営経費</b>	<b>【14】</b>	40	41	34
(1) 収支予算書の積算内容は妥当なものになっているか	10	30	30	25
(2) 経費節減のための具体的な方策があるか	4	10	11	9
<b>4.施設の安定した管理運営</b>	<b>【53】</b>	165	164.5	160.75
(1) 事業内容に適した職員が配置されているか	10	35	27.5	20
(2) 会計処理が適切に行われるための具体的な方策を講じているか	5	15	16.25	16.25
(3) 利用者の安全対策及び緊急時の危機管理体制が確立されているか	9	20.25	22.5	27
(4) 個人情報保護, 情報公開を適切に行う体制ができているか	3	8.25	8.25	7.5
(5) 施設の維持保守は効率的で安定的か	7	17.5	21	21
(6) 類似施設や関連業務の管理運営実績があるか	10	37.5	37.5	37.5
(7) 団体の財政状況は健全か	9	31.5	31.5	31.5
※100点×委員5名=500満点	<b>【100】</b>	<b>309.5</b>	<b>304.5</b>	<b>290</b>



## ⑤選定理由

本施設は、自転車の駐車施設であるが、白子駅西自転車駐車場については、公衆トイレを併設しており、また、災害時には、屋上が緊急避難場所に指定されている施設であることから、利用者の安全対策や緊急時の危機管理体制など施設の安定した管理運営に比重を置いた配点となっている。

本施設には3団体から申請があり、審査の結果、いずれも総配点の50%を超える得点を獲得していた。中でも蔦井(株)の提案は、施設の現状をよく把握しており、学生の利用が多い特色を踏まえ、利用実態に合わせて利用者の多い時間帯での職員配置の時間延長、年度末、年度初めの利用者の交替等が多い時期の対応として職員を1名増員するなど利用者本位の提案となっている。

また、利用促進に寄与する取組として、白子駅東自転車駐車場の利用率が低いことを鑑み、料金の値下げを提案している点と、白子駅西自転車駐車場の待機者解消のため、定期契約数の割り増しを行うなど現状を踏まえた現実的な提案であると評価できる。

さらに、職員の地元採用や地元イベントへの協力、自治会への加入など、地元と結びつきを深めようとしている点も評価できる。

評価結果も、3団体の中で最も高い得点を獲得しているため、同団体を指定管理者の候補者として選定することとした。

なお、施設が24時間利用できることを鑑み、職員が不在である夜間における盗難等に対する防犯対策及び清潔さを重視した「白子駅のトイレ」の維持管理については、今後さらに十分な取組に努められたい。

#### (4) 鈴鹿市労働福祉会館

①対象施設 鈴鹿市労働福祉会館

②指定管理者候補者

名称 三重コニックス(株)

所在地 三重県四日市市新正四丁目1番1号

代表者 代表取締役 吉田 治伸

③申請者

1 団体

④評価基準・項目ごとの採点結果

項目	配点枠	三重コニックス(株)
<b>1.基本的な方針</b>	<b>【10】</b>	<b>31.25</b>
(1) 施設の性格を理解し、設置目的に合致した理念・運営方針を持っているか	5	17.5
(2) 施設の利用に関し、公正性について考慮しているか	5	13.75
<b>2.サービスの向上</b>	<b>【30】</b>	<b>83.75</b>
(1) サービス向上、利用促進のための方策を持っているか	10	32.5
(2) 利用者からの要望の把握とその実現方策を持っているか	5	12.5
(3) 職員の研修や利用者とのトラブルの対処方法は適切か	5	12.5
(4) 市民への情報提供の方法は適切か	5	12.5
(5) 施設の利用に係る事務処理フローは適切か	5	13.75
<b>3.施設の管理運営経費</b>	<b>【20】</b>	<b>52.5</b>
(1) 収支予算書の積算内容は妥当なものになっているか	10	25
(2) 経費節減のための具体的な方策があるか	10	27.5
<b>4.施設の安定した管理運営</b>	<b>【40】</b>	<b>125</b>
(1) 事業内容に適した職員が配置されているか	5	13.75
(2) 会計処理が適切に行われるための具体的な方策を講じているか	5	12.5
(3) 利用者の安全対策及び緊急時の危機管理体制が確立されているか	5	15
(4) 個人情報保護、情報公開を適切に行う体制ができているか	5	15
(5) 施設の維持保守は効率的で安定的か	5	13.75
(6) 類似施設や関連業務の管理運営実績があるか	10	37.5
(7) 団体の財政状況は健全か	5	17.5
※100点×委員5名=500満点	<b>【100】</b>	<b>292.5</b>

## ⑤選定理由

本施設は、労働者の福祉増進及び文化向上に資するとともに市民の利用に供するため設置された施設で、管理運営は労働団体等への貸館が中心となっており、安定した管理運営に比重を置いた配点となっている。

また、施設は築40年を経過しており、老朽化対策が大きな課題となっている。

公募を実施した結果、指定管理申請者は、三重コニックス（株）1団体のみであったため、同団体が指定管理者の候補者として適切であるかどうかの審査を行った。

同団体は、総合ビル管理会社としての経験とノウハウを持ち、安定した管理運営が期待できることと、施設の老朽化に対する課題を理解しており、メンテナンスを適宜行うことで施設の長寿命化を図ろうとする姿勢は評価できる。

評価結果も、総配点の50%以上を獲得しているため、同団体を指定管理者の候補者として選定することとした。

なお、今後、指定管理者として選定された場合は、積極的な自主事業の開催や施設の情報発信に努め、施設の利用率向上を図られたい。

## 4 非公募による指定管理者候補者の選定

委員会は、非公募による公の施設の指定管理者の募集に対し、各申請者から提出された申請書に基づき、当該施設を所管する担当課が実施した審査の結果について、次のとおり取りまとめた。

### (1) 鈴鹿市稲生民俗資料館

申請者 名称 稲生の歴史と文化を守る会  
所在地 三重県鈴鹿市稲生塩屋三丁目2番34号  
代表者 樋口 祥巳

鈴鹿市稲生民俗資料館の指定管理者候補者選定に当たっては、文化財課が非公募により稲生の歴史と文化を守る会に対し、募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、16項目の評価基準が設定され、文化財課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

委員会（第1部会）は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所管する文化財課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。

文化財課の判断理由は、概して次のとおりである。

#### 1. 基本的な方針

申請者は、鈴鹿市稲生民俗資料館を広く市民に周知し、民俗文化財に対する理解及び関心を得るため、資料館の良好な管理運営に努めるとともに、歴史や文化を大切にしたい地域づくりを行うことで、文化の向上に寄与することを基本的な方針としている。

また、説明を平易な文章で記載するなど、年齢を問わない展示案内であることなどから適正であると判断した。

#### 2. サービスの向上

申請者は、近隣イベントと連携した来館案内により利用を促進し、館だけでなく、周辺の文化財紹介を行うことで来館者の満足度を高めるとともに、来館時のアンケートや窓口での聞き取りにより意見・要望を把握し、運営に反映させている。職員間においてもコンプライアンスに努め、日頃から挨拶や接客について意識し未然のトラブル防止に努めるとともに、市民への情報提供も適切に行われていることなどから適正であると判断した。

#### 3. 施設の管理運営経費

申請者は、過去の決算額と比較し妥当な経費を計上している。また、施設や設備の扱いに気を配るとともに、物品の購入を見直し、経費節減に努めるとのことから適正であると判断した。

#### 4. 施設の安定した管理運営

申請者は、事業内容に適した職員を配置し、会計処理、危機管理、個人情報保護、情報公開についての体制ができている。また、団体として施設の管理実績はないが、

歴史や文化に関わる活動経験があり、代表が現管理者であることから、管理体制に無理はなく、適正であると判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考えられるものとし、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適正であると判断した。

なお、稲生の歴史と文化を守る会は、夢協（夢ある稲生まちづくり協議会）を構成する団体であることから、夢協を構成する他団体との連携を深め、将来的には地域で一体となって施設の管理運営をしていけるようになることを期待したい。また、SNSなども活用した情報発信に取り組み、来館者の増加に努められたい。

## （２）伊勢型紙資料館

申請者 名称 伊勢型紙技術保存会  
所在地 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
代表者 内田 勲

伊勢型紙資料館の指定管理者候補者選定に当たっては、文化財課が非公募により伊勢型紙技術保存会に対し、募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、16項目の評価基準が設定され、文化財課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

委員会（第1部会）は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所管する文化財課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。文化財課の判断理由は、概して次のとおりである。

### 1. 基本的な方針

申請者は、伊勢型紙資料館を広く市民に周知し、高度な伝統工芸に対する理解及び関心を得るため、資料館の良好な管理運営に努めるとともに、作品を製作・展示することで国指定の貴重な文化財の保護・保存を図り、研修生・研修者・伝承者への高度な彫刻技術の伝承拠点としても、より魅力ある施設になるよう運営展開を進めることを基本的な方針としている。

また、地元小学生の郷土の歴史を学ぶ場として、夏季休業期間に合わせた彫刻体験や試し染め体験などの実施や、資料館沿いの旧伊勢街道を散策するウォーキング愛好家にも展示物の内容が十分把握できるように簡易な口頭説明による展示案内など、年齢問わず幅広い層を対象に丁寧な対応に努めるとのことなどから、適正であると判断した。

### 2. サービスの向上

申請者は、白子・寺家地区にある指定文化財等、地域全体の紹介を通じた郷土の歴史学習の啓発や、来館者との質疑応答により満足度を高めるとともに、来館時のアンケートや窓口での聞き取りにより意見・要望を把握し、運営に反映させている。

職員間においてもコンプライアンスに努め、日頃から挨拶や接客について意識し未然のトラブル防止に努めるとともに、市民への情報提供も適切に行われているこ

となどから適正であると判断した。

### 3. 施設の管理運営経費

申請者は、現時点において本施設の指定管理者であり、これまでの実績や知識、経験に基づき積算し、予算を計上している。また、物品の購入を吟味し、経費節減に努めるとのことから適正であると判断した。

### 4. 施設の安定した管理運営

申請者は、事業内容に適した職員を配置し、会計処理、危機管理、個人情報保護、情報公開についての体制ができている。また、本施設の管理実績も12年目に入り、安定した管理運営が期待できることから、適正であると判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考えられるものとし、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適正であると判断した。

なお、伊勢型紙産地協議会などとも連携し、伊勢型紙全体としての情報発信などの取組を進め、来館者の増加を図っていただきたい。

また、会員の高齢化に伴い今後の安定した管理運営に懸念もあることから、他の組織とも連携して後継者の育成などにも努められたい。

## (3) 庄野宿資料館

申請者 名 称 庄野宿資料館運営委員会  
所在地 三重県鈴鹿市庄野町21番8号  
代表者 松井 廣美

庄野宿資料館の指定管理者候補者選定に当たっては、文化財課が非公募により庄野宿資料館運営委員会に対し、募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、16項目の評価基準が設定され、文化財課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

委員会（第1部会）は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所管する文化財課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。

文化財課の判断理由は、概して次のとおりである。

### 1. 基本的な方針

申請者は、庄野宿資料館を広く市内外に周知し、近世文化財への理解及び関心を得るため、庄野地区に残る資料を適切に保存し、同地区の近世史を紹介することを基本的な方針としている。

また、歴史に詳しい来館者だけでなく、旧東海道を散策するウォーキング愛好家や子どもたちにも展示物の内容が把握できるよう、口頭での簡易な解説を交えた展示案内を実施し、幅広い層を対象とした丁寧な対応に努めるとのことから、適正であると判断した。

## 2. サービスの向上

申請者は、庄野地区及び隣接の汲川原地区の文化財等、地域全体の紹介を通じた郷土の歴史学習の啓発や、来館者との質疑応答により満足度を高めるとともに、来館時のアンケートや窓口での聞き取りにより意見・要望を把握し、運営に反映させている。職員間においてもコンプライアンスに努め、日頃から挨拶や接客について意識し未然のトラブル防止に努めるとともに、市民への情報提供も適切に行うことなどから適正であると判断した。

## 3. 施設の管理運営経費

申請者は、現時点において本施設の指定管理者であり、これまでの実績や知識、経験に基づき積算し、予算を計上している。また、物品の扱いに配慮し、経費節減に努めるとのことから適正であると判断した。

## 4. 施設の安定した管理運営

申請者は、事業内容に適した職員を配置し、会計処理、危機管理、個人情報保護、情報公開についての体制ができている。また、本施設の管理実績も12年目に入り、安定した管理運営が期待できることから、適正であると判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考えられるものとし、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適正であると判断した。

なお、近年は東海道をウォーキングされる方々の来館も増えているとのことであるので、市外も含め東海道沿道の施設と連携するなどして、積極的に情報を発信し、来館者の増加につなげていただきたい。また、学校と連携して教材として活用してもらするなど、子どもたちの学びの場としての活用にも力を入れてほしい。

### (4) 佐佐木信綱記念館

申請者 名称 佐佐木信綱顕彰会  
所在地 三重県鈴鹿市石薬師町1707番地の3  
代表者 市川 琢也

佐佐木信綱記念館の指定管理者候補者選定に当たっては、文化財課が非公募により佐佐木信綱顕彰会に対し、募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、16項目の評価基準が設定され、文化財課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

委員会（第1部会）は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所管する文化財課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。

文化財課の判断理由は、概して次のとおりである。

#### 1. 基本的な方針

申請者は、佐佐木信綱記念館を広く市内外に周知し、佐佐木信綱顕彰をすすめるとともに、記念館外においても、毎年の顕彰歌会や、短歌作り指導、信綱かるた会、

紙芝居など多くの顕彰活動を盛んに行い、市民文化の向上及び研究に役立てる場とすることを基本的な方針としている。

また、興味関心を持つ来館者には、より深く追求できるよう展示資料の詳細な解説を行い、東海道を散策するウォーキング愛好家や小中高校生には口頭により簡易な解説を交えた展示案内を実施するなど、幅広い層を対象とした丁寧な対応に努めるとのことから、適正であると判断した。

## 2. サービスの向上

申請者は、地区の文化財等の案内やマニュアルに基づいた展示解説により満足度を高めるとともに、来館時のアンケートや窓口での聞き取りにより意見・要望を把握し、運営に反映させている。職員間においても法令遵守に努め、口頭及び連絡簿において情報共有を行うことで、館運営の向上、未然のトラブル防止に努めており、市民への情報提供も適切に行うことなどから適正であると判断した。

## 3. 施設の管理運営経費

申請者は、現時点において本施設の指定管理者であり、これまでの実績や知識、経験に基づき積算し、予算を計上している。組織内ボランティアを活用し、施設内の美化について経費を抑えるとともに、来館者に不快感を与えないよう配慮しながら、照明や冷暖房の節電を行い、経費節減に努めるとのことから適正であると判断した。

## 4. 施設の安定した管理運営

申請者は、事業内容に適した職員を配置し、会計処理、危機管理、個人情報保護、情報公開についての体制ができている。また、本施設の管理実績も4年目に入り、安定した管理運営が期待できることから、適正であると判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考えられるものとし、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適正であると判断した。

なお、今後とも、指定管理者としての施設の管理運営業務と顕彰会としての事業とは、有機的に連携させつつも、会計等の区分は明確にして管理していただきたい。

### (5) 鈴鹿市白子コミュニティセンター

申請者 名称 白子コミュニティセンター運営委員会  
所在地 三重県鈴鹿市江島本町13番37号  
代表者 会長 神田 澄

鈴鹿市白子コミュニティセンターの指定管理者候補者選定に当たっては、地域協働課が非公募により白子コミュニティセンター運営委員会に対し、募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、16項目の評価基準が設定され、地域協働課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。



委員会（第2部会）は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所管する地域協働課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。

地域協働課の判断理由は、概して次のとおりである。

#### 1. 基本的な方針

申請者は、地域の人材を活用し、施設を管理し、運営をマネジメントすることを基本理念に掲げ、地域における自治意識の高揚を図る場所を提供し、公の施設として求められる公平性を十分に認識していることなどから適正であると判断した。

#### 2. サービスの向上

申請者は、利用の促進に向けて調査を実施し、快適な施設の利用の促進を行っており、また、苦情等に対する再発防止に取り組む仕組みや事務処理フローも適切に計画されている。

さらに、申請者は、地域に根ざす団体としての特性を活かし、地域からも要望を聞き、利用促進に取り組んでいる。

#### 3. 施設の管理運営経費

申請者は、現時点において当該施設の指定管理者であることから、その知識や経験に基づき、詳細に積算し経費を計上していることなどから適正であると判断した。

#### 4. 施設の安定した管理運営

申請者は、安定した管理運営に必要な利用者の立場に立った管理運営方策、人員配置、会計処理、危機管理体制、情報保護、財政状況などについて、募集要項等に示す要求水準を満たしており、また、管理実績や効率化についても同様であることなどから適正であると判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考えられるものとし、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適正であると判断した。

### **(6) 鈴鹿市神戸コミュニティセンター**

申請者 名称 神戸コミュニティセンター運営委員会  
所在地 三重県鈴鹿市神戸九丁目24番52号  
代表者 会長 中西 尚

鈴鹿市神戸コミュニティセンターの指定管理者候補者選定に当たっては、地域協働課が非公募により神戸コミュニティセンター運営委員会に対し、募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、16項目の評価基準が設定され、地域協働課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

委員会（第2部会）は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所管する地域協働課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。

地域協働課の判断理由は、概して次のとおりである。

#### 1. 基本的な方針

申請者は、地域の人材を活用し、施設を管理し、運営をマネジメントすることを基本理念に掲げ、地域における自治意識の高揚を図る場所を提供し、公の施設として求められる公平性を十分に認識していることなどから適正であると判断した。

#### 2. サービスの向上

申請者は、利用の促進に向けて要望調査を実施し、快適な施設の利用の促進を行っており、また、苦情等に対する再発防止に取り組む仕組みや事務処理フローも適切に計画されている。

さらに、申請者は、地域に根ざす団体としての特性を活かし、地域からも要望を聞き、利用促進に取り組んでいる。

#### 3. 施設の管理運営経費

申請者は、現時点において当該施設の指定管理者であることから、その知識や経験に基づき、詳細に積算し経費を計上していることなどから適正であると判断した。

#### 4. 施設の安定した管理運営

申請者は、安定した管理運営に必要な利用者の立場に立った管理運営方策、人員配置、会計処理、危機管理体制、情報保護、財政状況などについて、募集要項等に示す要求水準を満たしており、また、管理実績や効率化についても同様であることなどから適正であると判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考えられるものとし、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適正であると判断した。

### (7) 鈴鹿市合川コミュニティセンター

申請者 名称 合川コミュニティセンター運営委員会  
所在地 三重県鈴鹿市長法寺町1776番地  
代表者 会長 片岡 昌昭

鈴鹿市合川コミュニティセンターの指定管理者候補者選定に当たっては、地域協働課が非公募により合川コミュニティセンター運営委員会に対し、募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、16項目の評価基準が設定され、地域協働課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

委員会（第2部会）は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所管する地域協働課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。

地域協働課の判断理由は、概して次のとおりである。

### 1. 基本的な方針

申請者は、地域の人材を活用し、施設を管理し、運営をマネジメントすることを基本理念に掲げ、地域における自治意識の高揚を図る場所を提供し、公の施設として求められる公平性を十分に認識していることなどから適正であると判断した。

### 2. サービスの向上

申請者は、利用の促進に向けてアンケート調査を実施し、快適な施設の利用の促進を行っており、また、苦情等に対する再発防止に取り組む仕組みや事務処理フローも適切に計画されている。

さらに、申請者は、地域に根ざす団体としての特性を活かし、地域からも要望を聞き、利用促進に取り組んでいる。

### 3. 施設の管理運営経費

申請者は、現時点において当該施設の指定管理者であることから、その知識や経験に基づき、詳細に積算し経費を計上していることなどから適正であると判断した。

### 4. 施設の安定した管理運営

申請者は、安定した管理運営に必要な利用者の立場に立った管理運営方策、人員配置、会計処理、危機管理体制、情報保護、財政状況などについて、募集要項等に示す要求水準を満たしており、また、管理実績や効率化についても同様であることなどから適正であると判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考えられるものとし、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適正であると判断した。

## (8) 鈴鹿市牧田コミュニティセンター

申請者 名称 牧田コミュニティセンター運営委員会  
所在地 三重県鈴鹿市平田東町5番10号  
代表者 委員長 服部 隆太

鈴鹿市牧田コミュニティセンターの指定管理者候補者選定に当たっては、地域協働課が非公募により牧田コミュニティセンター運営委員会に対し、募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、16項目の評価基準が設定され、地域協働課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

委員会（第2部会）は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所管する地域協働課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。

地域協働課の判断理由は、概して次のとおりである。

### 1. 基本的な方針

申請者は、地域の人材を活用し、施設を管理し、運営をマネジメントすることを

基本理念に掲げ、地域における自治意識の高揚を図る場所を提供し、公の施設として求められる公平性を十分に認識していることなどから適正であると判断した。

## 2. サービスの向上

申請者は、利用の促進に向けて調査を実施し、安心できる施設の利用の促進を行っており、また、苦情等に対する再発防止に取り組む仕組みや事務処理フローも適切に計画されている。

さらに、申請者は、地域に根ざす団体としての特性を活かし、地域からも要望を聞き、利用促進に取り組んでいる。

## 3. 施設の管理運営経費

申請者は、現時点において当該施設の指定管理者であることから、その知識や経験に基づき、詳細に積算し経費を計上していることなどから適正であると判断した。

## 4. 施設の安定した管理運営

申請者は、安定した管理運営に必要な利用者の立場に立った管理運営方策、人員配置、会計処理、危機管理体制、情報保護、財政状況などについて、募集要項等に示す要求水準を満たしており、また、管理実績や効率化についても同様であることなどから適正であると判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考えられるものとし、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適正であると判断した。

前述の（5）から（8）までの4つのコミュニティセンターに共通する課題は次のとおりである。

1点目は、予算書、決算書において賃金、人件費、報酬費など同一の支出に対する費目がコミュニティセンターによって異なっているため、4館での統一が望ましいこと、2点目は、コミュニティセンター利用者の個人情報保護の観点からパソコンの管理の徹底と、防犯体制の強化が求められることである。なお、防犯体制の強化に関して追加の予算が必要となる場合については、鈴鹿市と協議されたい。

## （9）鈴鹿市伝統産業会館

申請者 名称 伊勢形紙協同組合  
所在地 三重県鈴鹿市寺家三丁目10番1号  
代表者 林 庸生

鈴鹿市伝統産業会館の指定管理者候補者選定に当たっては、地域資源活用課が非公募により伊勢形紙協同組合に対し、募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、16項目の評価基準が設定され、地域資源活用課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

委員会（第2部会）は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所

管する地域資源活用課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。

地域資源活用課の判断理由は、概して次のとおりである。

#### 1. 基本的な方針

申請者は、伝統産業の普及、技術の向上及び後継者育成並びに伝統産業関連資料の収集を行うとともに施設を管理し、運営することを基本理念に掲げ、伝統産業界において、唯一法人格を有し、産地協議会の中でも中心的な存在であることから、人材や資源を有効に活用するネットワークを有しており、公の施設として求められる公平性を十分に認識していることなどから適正であると判断した。

#### 2. サービスの向上

申請者は、利用の促進に向けて鈴鹿墨・伊勢型紙の歴史・製造工程などに関する説明の実施、各種展示品の紹介やビデオ放映、ホームページの開設等を予定しているとともに、伊勢型紙の彫刻実演、鈴鹿墨の実演、展示ギャラリーの運営も予定している。

また、苦情等に対する再発防止に取り組む仕組みや事務処理フローも適切に計画されていることなどから適正であると判断した。

#### 3. 施設の管理運営経費

申請者は、平成22年度以降、本施設の指定管理者であることから、その知識や経験に基づき、詳細に積算し経費を計上していることなどから適正であると判断した。

#### 4. 施設の安定した管理運営

申請者は、安定した管理運営に必要な利用者の立場に立った管理運営方策、人員配置、会計処理、危機管理体制、情報保護、財政状況などについて、募集要項等に示す要求水準を満たしており、また、管理実績や効率化についても同様であることなどから適正であると判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考えられるものとし、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適正であると判断した。

なお、組合事業部門と指定管理部門での業務内容を明確化し、役員報酬など費用負担の基準を整理する必要があると考える。

### (10) 鈴鹿市鼓ヶ浦駐車場

申請者 名称 鼓ヶ浦観光協会

所在地 三重県鈴鹿市寺家三丁目4番16号

代表者 会長 後藤 光雄

鈴鹿市鼓ヶ浦駐車場の指定管理者候補者選定に当たっては、地域資源活用課が非公募により鼓ヶ浦観光協会に対し、募集を行い、同団体から申請がなされた。当該

施設では、16項目の評価基準が設定され、地域資源活用課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

委員会（第2部会）は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所管する地域資源活用課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。

地域資源活用課の判断理由は、概して次のとおりである。

#### 1. 基本的な方針

申請者は、使用者の安全対策を徹底し、地域と連携しながら、快適で安心・安全な運営を行うことを基本方針に掲げていることから、公の施設として求められる設置目的を十分に満たしているため、適正と判断した。また、利用者の多い第二駐車場を優先的に使用し、効率的な運営を行う点についても評価できる。

#### 2. サービスの向上

申請者は、使用者が駐車場を快適に利用できるよう、適切な誘導や、アンケート調査を実施することから、利用者の要望を把握した上で、施設の利用促進につながる運営を行う体制が確立しているため、適正と判断した。また、施設開設前に各種研修を計画している点についても評価できる。

#### 3. 施設の管理運営経費

申請者は、適切な人員の配置、第二駐車場の優先的な使用など、維持管理経費の削減に取り組む姿勢であることから、適正と判断した。

#### 4. 施設の安定した管理運営

申請者は、会計処理、利用者の安全確保、緊急時の対応、個人情報保護の処置、施設の維持保守等について、募集要項に示す要求水準を満たしていることから適正と判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考えられるものとし、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適正であると判断した。

### (11) 鈴鹿市千代崎駐車場

申請者 名称 千代崎観光協会

所在地 三重県鈴鹿市南若松町502番地

代表者 会長 守谷 次生

鈴鹿市千代崎駐車場の指定管理者候補者選定に当たっては、地域資源活用課が非公募により千代崎観光協会に対し、募集を行い、同団体から申請がなされた。当該施設では、16項目の評価基準が設定され、地域資源活用課が行った審査では、すべての項目で要求水準を満たしており、適正であるとの判断であった。

委員会（第2部会）は、募集に際し設定された評価基準に基づき、当該施設を所管する地域資源活用課が行った適否判断についてヒアリングを実施した。

地域資源活用課の判断理由は、概して次のとおりである。

#### 1. 基本的な方針

申請者は、使用者の安全を確保することを重視し、地域と連携しながら、快適で安心・安全な運営を行うことを基本方針に掲げ、地域の活性化を図る計画であることから、公の施設として求められる設置目的を十分に満たしているため、適正と判断した。また、本施設周辺及び海岸付近に住居が多いことから、地元住民の日常生活に配慮し、海岸堤防道路への迷惑駐車防止策を検討している点についても評価できる。

#### 2. サービスの向上

申請者は、施設開設前に、職員研修の実施を計画しており、使用者が駐車場を快適に利用できるような運営体制を確立している。また、適切な誘導や清掃、アンケート調査を実施することで、利用者の要望を把握し、施設の利用促進につながる運営を行う計画であることから、適正と判断した。

#### 3. 施設の管理運営経費

申請者は、適切な人員配置や維持管理経費の削減に取り組む方針であることから、適正と判断した。

#### 4. 施設の安定した管理運営

申請者は、会計処理、利用者の安全確保、緊急時の対応、個人情報保護の処置、施設の維持保守等について、募集要項に示す要求水準を満たしていることから適正と判断した。

以上を踏まえ、委員会としては、いずれの判断理由も妥当なものとして考えられるものとし、当該申請者を指定管理者候補者として選定することは適正であると判断した。

## 5 答申に当たって

今回、指定管理者の候補者選定の対象となった施設は、若干管理エリアが拡大した施設もあるものの、いずれも従前から指定管理者制度による管理を行っている施設であり、その更新のための指定管理者の候補者選定を行った。

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に、民間の能力を活用することで、市民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減などを図ることを目的に創設された制度であり、鈴鹿市においても同制度が導入されておよそ12年が経過している。

全国的に見ても、民間企業やNPO法人といった様々な指定管理者の担い手が存在し、既存の行政サービスの向上に加え、民間のノウハウや創意工夫が発揮された新たな行政サービスが展開されている。

今回、申請があったすべての団体は、いずれも、総配点の50%を超える点数を獲得しており、指定管理者としての能力は十分にあるものと考えられる。

これは、指定管理者制度が、民間市場の中でビジネスとして定着し、指定管理者の担い手が競争原理に基づき切磋琢磨しているためと考えられる。

今回、指定管理者となる団体においては、その提案内容を確実に履行するとともに、鈴鹿市においても、指定管理者制度の趣旨を十分に踏まえ、管理運営が協定書通りになされているかどうかの履行確認をし、その状況が利用者にとって満足であるかどうかの評価を行い、さらなる市民サービスの向上と経費の縮減といった制度の効果が最大限発揮されるよう引き続き努められたい。